

株式会社ジェイ・イー・サポート

建築物省エネ法判定業務規程

目次

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (判定の業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地)
- 第5条 (判定の業務を行う区域)
- 第6条 (判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)
- 第8条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)
- 第9条 (判定の実施方法)
- 第10条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)
- 第11条 (適合判定通知書の交付等)

第3章 適合性判定員等

- 第12条 (適合性判定員の選任)
- 第13条 (適合性判定員の解任)
- 第14条 (適合性判定員の配置)
- 第15条 (適合性判定員の教育)
- 第16条 (判定の業務の実施及び管理の体制)
- 第17条 (秘密保持義務)

第4章 判定料金等

- 第18条 (判定料金の納入)
- 第19条 (判定料金を減額するための要件)
- 第20条 (判定料金を増額するための要件)
- 第21条 (判定料金の返還)

第5章 雑則

- 第22条 (登録の区域等の掲示等)
- 第23条 (判定業務規程の公開)
- 第24条 (財務諸表等の備付け)
- 第25条 (財務諸表等に係る閲覧の請求)

- 第 26 条 (帳簿及び書類の保存期間)
- 第 27 条 (帳簿及び書類の保存及び管理の方法)
- 第 28 条 (軽微変更該当証明に係る帳簿等の備付け等)
- 第 29 条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第 30 条 (判定の業務に関する公正の確保)
- 第 31 条 (損害賠償保険への加入)
- 第 32 条 (事前相談)

附則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社ジェイ・イー・サポート（以下「当機関」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 8月14日から8月16日までの日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 主たる事務所（以下「本社」という。）の所在地は、広島県広島市中区八丁堀15番8号とする。

2 東京支店の所在地は、東京都千代田区神田富山町22とする。

3 福岡支店の所在地は、福岡県福岡市中央区天神一丁目9番17号とする。

(判定の業務を行う区域)

第5条 判定の業務を行う区域は、日本全域とする。

(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第6条 当機関は、法第38条第1項第1号イの(1)から(6)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場

合を含む。以下同じ。) しようとする者は、当機関に対し、施行規則第3条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、当機関に対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、当機関に対し、別記様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
- 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次項において同じ。）であるものに対し、法第11条第1項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成11年建設省令第20号）第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第7条の2第1項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第4条第1項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条 当機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受

ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
 - (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
 - (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
- 4 第1項により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、当機関は、提出者等と判定に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
- (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、当機関の求めに応じ、判定のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 判定料金の額に関すること。
 - (b) 判定料金の納入期日に関すること。
 - (c) 判定料金の納入方法に関すること。
 - (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の当機関の責めに帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。
 - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
 - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 提出者等は、当機関が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関の責めに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等の責めに帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって

通知することにより当該契約を解除することができること。

- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

(判定の実施方法)

第9条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第42条に規定する適合性判定員に実施させる。

- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 4 当機関は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

第10条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、当機関は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

第11条 当機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあつては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

- 2 当機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあつては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあつては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に、提出者にそれぞれ交付する。
- 3 当機関は、第1項及び第2項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に提出者に交付する。
 - (1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

- (2) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の当機関の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。
 - (3) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。
 - (4) 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定させるために時間を要するやむを得ない事情があるとき。
- 4 当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあつては、速やかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。
 - 5 当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更には該当しないことを確認したときにあつては別記様式第3による軽微な変更には該当しない旨の通知書を、軽微な変更には該当するかどうかを決定することができないときにあつては別記様式第4による軽微な変更には該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。
 - 6 適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。
 - 7 適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第5項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

- 第12条 当機関の代表取締役（以下「代表者」という。）は、判定の業務を実施させるため、施行規則第36条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。
- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 適合性判定員の数は、法第38条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（適合性判定員の解任）

- 第13条 代表者は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（適合性判定員の配置）

- 第14条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を本社に2人以上、東京支店及び福岡支店に1人以上配置する。
- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。
- 3 本社又は支店の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合にあつては、当該事務所において他の事務所の適合性判定員が臨時に判定等の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあつては、他の事務所において当該判定の業務を行う。
- 4 当機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあつては、速やかに、新たな適合性判定員を選任する

ことその他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

第15条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年1回以上、当機関の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第16条 判定の業務に従事する職員を、第14条第1項の規定により配置された適合性判定員を含め、本社及び支店にそれぞれ2人以上配置する。

2 当機関は、法第38条第1項第3号に規定する専任の管理者に技術部長1名を任命する。

3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第17条 当機関の役員及びその職員(適合性判定員を含む。)並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第4章 判定料金等

(判定料金の納入)

第18条 提出者等は、別表3に定める判定料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

(判定料金を減額するための要件)

第19条 判定料金は、次の(1)から(6)に該当する場合は、減額することができるものとする。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の図書及び明示内容に不備、不整合が僅少で速やかに修正するなど、判定業務が効率的に実施できると当機関が判断した場合で、当機関に建築基準法第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第4項の通知を行うとき。

(2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の図書及び明示内容が不備、不整合が僅少で速やかに修正するなど、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断した場合で、標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が一定期間内に見込めるときで、判定業務が効率的に実施できると当機関が認めるとき。

(3) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。

(4) あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。

(5) 第7条第4項又は第5項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。

(6) 一次エネルギー消費量の算定対象とならない建築物の部分が大半である場合など、当機関の業務量が相当程度減じられると当機関が判断したとき。

(7) 建築物エネルギー消費性能確保計画の図書及び明示内容が不備、不整合が僅少で速やかに修正す

るなど、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断した場合で、設備機器の種類が少ないなどにより、判定業務の効率化が図られ業務量の軽減に大きく資するものとして当機関が認めるとき。

2 前項により減額する場合は、提出者等に理由を示して減額するものとする。

(判定料金を増額するための要件)

第20条 判定料金は、次の(1)から(3)に該当する場合は、増額することができるものとする。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の図書及び明示内容が不備、不整合が多く、また速やかに修正されないなどの理由で、判定の業務に要する時間が想定している時間を大幅に超えるものとして当機関が判断したとき。

(2) 想定している判定業務に要する時間より、大幅に短い時間で判定通知書(軽微変更該当証明書も含む)の交付を希望されるとき。

(3) モデル建物法を使用する場合で、使用するモデル数が多くなる時。

2 前項により増額する場合は、提出者等に理由を示し、協議のうえ増額するものとする。

(判定料金の返還)

第21条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第5章 雑則

(登録の区域等の掲示等)

第22条 当機関は、登録の区域、登録番号、登録の有効期間、機関の名称及びその代表者の氏名、事務所の所在地及び電話番号を、判定を行うすべての事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ(<https://www.jesupport.jp/>)において公表するものとする。

(判定業務規程の公開)

第23条 当機関は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第24条 当機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第25条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(1)又は(3)の謄写の請求をするには、1枚につき44円(税込)、(2)又は(4)の請求をするには、1件につき220円(税込)を支払わなければならないものとする。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもののうち、当機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 当機関の使用に係る電子計算機と法第 46 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 47 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中であつては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 当機関は、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

- 2 当機関は、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。
- 3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 当機関は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 当機関の長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- 2 当機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
- (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 当機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、当機関以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去2年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
- (1) 当機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
 - (2) 当機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合
- 4 第1項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は、当該建築物に係る判定を行わないものとする。
- 5 適合性判定員又は当機関の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第31条 当機関は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間3,000万円以上であるもの及び地震その他の自然現象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

（事前相談）

第32条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（附則）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

改定：平成30年8月20日

改定：令和2年7月1日

改定：令和3年1月20日

改定：令和3年4月1日

改定：令和3年11月1日

改定：令和5年6月1日

改定：令和5年10月20日

改定：令和6年10月1日

改定：令和7年4月1日

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「020」）
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 広島本社；01、東京支店；02、福岡支店；03
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が300㎡未満 2：床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満 3：床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満 4：床面積の合計が2,000㎡以上10,000㎡未満 5：床面積の合計が10,000㎡以上50,000㎡未満 6：床面積の合計が50,000㎡以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「020」）
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 広島本社；01、東京支店；02、福岡支店；03
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が300㎡未満 2：床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満 3：床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満 4：床面積の合計が2,000㎡以上10,000㎡未満 5：床面積の合計が10,000㎡以上50,000㎡未満 6：床面積の合計が50,000㎡以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表3

1. 判定料金

法第11条第1項及び法12条第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能適合性判定に係る判定料金は、非住宅の場合は【1】、住宅の場合は【2】による。複合建築物の場合は、【1】と【2】を加算する。

【1】 非住宅の判定料金

① モデル建物法 (小規模版も含む)

単位:円 (税込)

評価対象延べ床面積	用途分類		
	A 類	B 類	C 類
100㎡未満	106,700	62,700	52,800
100㎡以上～300㎡未満	126,500	84,700	63,800
300㎡以上～500㎡未満	140,800	94,600	69,300
500㎡以上～1,000㎡未満	173,800	106,700	83,600
1,000㎡以上～2,000㎡未満	214,500	115,500	94,600
2,000㎡以上～3,000㎡未満	238,700	143,000	118,800
3,000㎡以上～4,000㎡未満	275,000	178,200	143,000
4,000㎡以上～5,000㎡未満	313,300	214,500	163,300
5,000㎡以上～10,000㎡未満	361,900	266,200	203,500
10,000㎡以上～20,000㎡未満	420,200	311,300	239,800
20,000㎡以上～50,000㎡未満	479,600	385,000	288,200

上記料金に【取扱い注意】の4の係数を乗じる。

② 標準入力法 (主要室入力法を含む)

単位:円 (税込)

評価対象延べ床面積	用途分類		
	A 類	B 類	C 類
～100㎡未満	176,000	132,000	104,500
100㎡以上～300㎡未満	216,700	159,500	128,700
300㎡以上～500㎡未満	237,600	178,200	143,000
500㎡以上～1,000㎡未満	297,000	203,500	167,200
1,000㎡以上～2,000㎡未満	306,800	239,800	192,500
2,000㎡以上～3,000㎡未満	420,200	288,200	238,700
3,000㎡以上～4,000㎡未満	479,600	335,500	275,000
4,000㎡以上～5,000㎡未満	540,100	396,000	311,300
5,000㎡以上～10,000㎡未満	627,000	479,600	359,700
10,000㎡以上～20,000㎡未満	723,800	579,700	422,400
20,000㎡以上～50,000㎡未満	843,700	694,100	481,800

【【1】取扱い注意】

- 床面積： 原則建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- 計算方法： 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分に使用する計算方法による。
- 用途分類： A類、B類、C類の用途分類の適用は、別紙による。
増改築の場合は、増改築部分の用途による。
一つの棟に複数の用途分類がある場合は、一部でもA類があるときはA類とし、B類及びC類の複合の場合はB類を適用する。
- モデル建物法で複数モデルを使用する場合（判定業務規程第20条第1項第3号）：
使用するモデル数に応じ、下記の係数を別表3【1】①の料金に乗じる。

モデル数	1	2	3	4	5	6以上
係数	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5

- 5 建築基準法における確認又は計画通知を当機関以外で行う場合：
調整費用として別表3において適用される料金の1/10の額を加算する。（予定を含む。）
- 6 標準入力法を使用する場合で外皮性能の審査を追加して行うとき：
別表3②で決定される料金の1/10を加算する。また計画変更及び軽微変更該当証明申請において、外皮性能の審査を追加して行うときは、9又は10において算定された料金に別表3②で決定される料金の1/10の額を加算する。更に、外皮性能の審査を追加して行った物件において、計画変更又は軽微変更該当証明申請を行う場合には、9又は13中の「別表3から算定される料金」を「別表3②から算定される料金の1/10の額を加算した料金」と読み替える。
- 7 建築物の全てが、省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室が無い場合：
一律38,500円（税込）とする。なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。
- 8 複合建築物の非住宅部分について、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書、又は法第30条に基づく認定書（何れも当機関で技術的審査を行ったものに限る。）の交付を受けており、当該内容から変更がなく非住宅部分に係る審査を省略できる場合：
別表3によらず、10で定める額とする。
- 9 計画変更の料金
変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表3から算定される料金（5が適用される場合は適用後の料金）の7/10の額とする。
ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
- ① モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
 - ② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
 - ③ 7又は8が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合
- 10 軽微変更該当証明の料金
変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表3から算定される料金（5が適用される場合は適用後の料金）の5/10の額とする。
ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
- 11 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,500円（税込）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき11,000円（税込）とする。ただし、複合建築物において【2】①又は②の【[2] 取扱い注意】6適合判定通知書等の再交付が適用される場合については適用しない。
- 12 評価対象が50,000㎡以上の場合、別途見積りとする。

【2】 住宅の判定料金

① 戸建住宅

単位：円（税込）

評価方法	判定料金
外皮及び一次エネを計算する場合	49,500
外皮又は一次エネに仕様基準を適用する場合	35,200

② 共同住宅等（共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分）

単位：円（税込）

基本料金	戸当たり料金	共用部の審査を行う場合	
		100 戸以下	121,000
121,000	3,000	101 戸以上	次式で計算した額 121,000+ (N-100) × 500

N: 対象となる建築物の住戸数

【【2】 の取扱い注意】

1 下記の①又は②に該当する場合： 上記によらず下記の判定料金とする。

① 当機関で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合は、【2】①又は②で規定する判定料金によらず次の額とする。

計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とするが、審査の結果を利用しない場合は4計画変更又は5軽微変更を適用する。

ア 一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分（一住戸）： 11,000 円（税込）

イ 共同住宅等： 11,000 円（税込）に住戸数から1を減じた数に1,100 円（税込）を乗じた額を加算した額

② 複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付（いずれも当機関で審査を行ったものに限る。）を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合には、【2】①又は②の判定料金によらず5軽微変更で定める額とする。

ただし、この場合において、共用部の審査を新たに追加して行う場合、【2】②で定める共用部料金を加算する。

また、計画変更や 軽微変更該当証明申請の際も同様とする。

※1 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書

※2 法第30条に基づく認定書

※3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書

※4 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているものに限る。）又は長期使用構造等の確認書

2 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合： 上記【2】②の判定料金によらず、一律38,500 円（税込）とする。

3 調整費用： 建築基準法における確認又は計画通知を当機関以外で行う場合（予定を含む。）は、調整費用として【2】①又は②において適用される判定料金の1/10の額を加算する。

4 計画変更： 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、【2】①又は②から算定される判定料金（3が適用される場合は適用後の判定料金）の5/10の額とする。

なお、共同住宅等において、共用部を含めた判定を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000 円（税込）を乗じた額とすることができる。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

① 計算方法を変更して申請する場合

- ② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
 - ③ 非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
 - ④ 2が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合
- 5 軽微変更該当証明申請： 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、【2】①又は②から算定される判定料金（3が適用される場合は適用後の判定料金）の5/10の額とする。
- なお、共同住宅等において、共用部を含めた申請を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。
- また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000円（税込）を乗じた額とすることができる。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。
- 6 適合判定通知書等の再交付： 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,500円（税込）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき11,000円（税込）とする。

[3] 判定料金の減額・増額

① 減額

- ア 第19条第1項(1)から(4)の場合は、判定料金の20%の額を限度に減額することができる。
- イ 第19条第1項(5)から(7)の場合の判定料金は、業務量軽減の程度により判定料金の50%の額を限度に減額することができる。

② 増額

- ア 第20条第1項(1)の場合の判定料金は、業務量が増加する程度により判定料金に1.0を乗じた額を限度に加算する。
- イ 第20条第1項(2)の場合の判定料金は、短縮の程度により判定料金に0.5を乗じた額を限度に加算する。

別紙

A 類	ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08400)
	病院等	病院、ホテル、福祉ホーム、児童福祉施設等 (入所する者の寝室あり) その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08260, 08240, 08190, 08170, 08210)
	集会所等	図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08140, 08150, 08152) 体育館、公会堂、集会所、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08380, 08550, 08370, 08530, 08380, 08230, 08160) 観覧場、競馬場又は競輪場、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08540, 18480, 08590, 08560, 08600, 08390)
B 類	事務所等	事務所、官公署、その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08470, 08300, 08330, 08290, 08280, 08270, 08458, 08460, 08410)
	百貨店等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08440, 08438, 08060, 08650)
	学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、保育所、児童福祉施設等 (入所する者の寝室なし)、診療所 (患者の収容施設なし)、理髪店その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08080, 08090, 08082, 08100, 08110, 08120, 08130, 18132, 08180, 08192, 08220, 08070, 08250, 08456)
	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08450, 08452, 08570, 05580)
C 類	工場等	工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08340, 08350, 08360, 08420, 08490, 08500, 08510, 08520, 08610, 08620, 08310, 08320) 農業の生産、集荷、処理又は貯蔵するものその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08630, 08640, 08430)

注：()内の数字は、建築基準法施行細則別記第二号様式の別紙で規定する用途を示す記号 (用途区分コード)

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

令和 年 月 日

株式会社ジェイ・イー・サポート
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 令和 年 月 日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
令和 年 月 日	令和 年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第2

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
令和 年 月 日

建築主 様

株式会社ジェイ・イー・サポート
代表取締役 ○ ○ ○ ○

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第3

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

建築主 様

株式会社ジェイ・イー・サポート
代表取締役 ○ ○ ○ ○

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

(理由)

別記様式第4

軽微な変更該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

建築主 様

株式会社ジェイ・イー・サポート
代表取締役 ○ ○ ○ ○

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(備考)